

○西郷村給水条例施行規程

平成10年4月1日水道事業所管理規程第1号

西郷村給水条例施行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、西郷村給水条例（平成10年西郷村条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専用栓の用途別)

第2条 専用栓の用途別は次の基準による。

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために村長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管のうち、需要者の専用する給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「家庭用」とは、一般家事に使用するものをいう。
- (3) 「団体用」とは、官公署、学校、病（医）院、各種事務所等で使用するものをいう。
- (4) 「営業用」とは、飲食店、理美容業、鮮魚店、自動車業、その他営業で使用するものをいう。
- (5) 「観賞用」とは、庭園の泉水等に使用するものをいう。
- (6) 「車庫用」とは、自動車を収容する場所で使用する独立した給水装置をいう。
- (7) 「臨時用」とは、臨時に使用するものをいう。

(共用栓の設置条件)

第3条 条例第5条に規定する村長が必要があると認めた場合とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 専用栓を設置することができないもの
- (2) 地形等により、専用栓を設置することが困難なとき

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第4条 条例第6条第1項に規定する給水装置を新設、改造の申込みは、「給水装置工事申込書」に手数料を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに関し、村が実施する工事について、工事費概算額納入の請求を受けた日から、2か月を経過しても工事費を納入しないときは、その工事の申込みを取消したものとみなす。

(新設等の承認)

第5条 条例第6条第1項に規定する承認については、多数の独立した家屋に給水する目的で布設する給水管で次の各号に該当するものについては、条件を付して承認することができる。

(1) 今後加入者が増加する見込みのある地域

(2) 消防水利の不便な地域

(利害関係人の同意書等の提出)

第6条 条例第6条第2項に規定する村長が必要があると認めるときとは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 家屋の所有者でないとき。

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

(3) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

(給水管の口径)

第7条 第27条第2項に規定する「口径」とは、メーター上流側直前の給水管の呼び径をいう。

(給水装置使用材料)

第8条 村長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、西郷村指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 村長は、前項の規定により村長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(工事費の算出方法)

第9条 条例第10条に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に村長が定めた単価を乗じて算出する。ただし、雑品費については、材料費に100分の10を乗じた額とする。

(2) 労力費は、管類の継手作業、せん類の取付作業、掘削作業について、それぞれの作業に要する労力費の算出歩数にその作業に従事する配管工又は、土工の賃金を乗じて算出することとし、労力算出歩数、配管工、土工の賃金の額については、村長が別に定める。

(3) 道路復旧費は、道路管理者が別に定めるところによるほか、村長が別に定める仮復旧費を徴収する。

(4) 間接経費は、損料及び事務費とし、それぞれ材料費及び労力費の合計額に100分の20以内を乗じた額とする。ただし、村長が必要と認めるときは、その額を減免することがある。

(給水装置の修繕)

第10条 条例第21条第2項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、村長が別に定めるところにより算出して徴収する。

2 村が施行した工事で、竣工後1年以内にその給水装置が損傷したときは、村の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は、使用者の故意、過失による場合はこの限りで

はない。

3 前項の修繕に要する費用について、指定工事業者が施行した給水装置の修繕については、指定工事業者の費用をもって修繕する。

4 前項の修繕の費用については、毎月末にその月分をまとめて、村長に届出ることとする。

第3章 給水

(給水の申込)

第11条 条例第14条に規定する給水の申込みは、「受付票」の提出をもって行う。

(代理人の選定及び変更の届出)

第12条 条例第15条の規定による届出は「代理人選任（変更）届」の提出をもって行う。

変更の場合も又同様とする。

(管理人の選定)

第13条 条例第16条各号及び第19条第2項第4号の規定による届出は「管理人選任（変更）届」の提出をもって行う。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第14条 条例第19条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を中止しようとするときは、「受付票」の提出をもって行う。

(2) 給水装置の使用を廃止しようとするときは、「給水装置廃止届出書」の提出をもって行う。

(3) 用途を変更しようとするときは、「用途変更届」の提出をもって行う。

(4) 消防演習に私設消火栓を使用するときは、「私設消火栓演習使用届」の提出をもって行う。

(5) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったときは、「受付票」の提出をもって行う。

(6) 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。

(7) 消火栓を消防用に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第15条 条例第22条第1項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

2 同条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは、機能、漏水についての通常の検査以外の検査をいう。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。

(3) 村長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

3 メーターの機能試験をするときは、請求者は立ち合わなければならない。

第4章 料金及び手数料等

(過誤納による料金の精算)

第16条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、次回分以降の料金において精算することができる。

(料金等の納入期限)

第17条 条例の規定により徴収する料金その他の納付金（以下「料金等」という。）の納入期限は、次のとおりとする。

(1) 納付制 納入通知書を発した日から14日以内

(2) 口座振替制 納入通知書を発したその月の末日までの間に定める日

(料金等の領収及び取扱員印)

第18条 料金等の領収書は、西郷村水道事業企業出納員、現金取扱員、出納及び収納取扱金融機関のそれぞれの領収印があるものに限り有効である。

(共用栓の料金)

第19条 共用栓の料金は、1 共用栓ごとに作成する納入通知書により徴収する。

(水量及び用途の認定)

第20条 条例第17条第1項ただし書に規定する村長がその必要がないと認めるときは、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量が不明の場合をいう。

2 条例第26条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第1号及び第3号に規定する使用水量の認定は、村長が別に定める。

(2) 第2号に規定する2種以上の用途に使用するときの用途の認定については、その料率の高い方をもって認定する。

(使用水量の端数計算)

第21条 定例日に検針し使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰り越して算入する。

2 給水装置の使用をやめた場合は、その都度使用水量を算定する。ただし、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第5章 取締り

(停水処分の方法)

第22条 条例第36条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水栓の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 西郷村水道事業給水条例施行規程（昭和58年水道事業所管理規程第7号。以下「旧規

程」という。)は、廃止する。

- 3 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれの規程の相当規定によってなしたものとみなす。